

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第37号「令和2年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第38号「令和2年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第39号「令和2年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号「教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書」から議案第46号「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書」までの5件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら5件について、提案理由の説明を求めます。

10番 川島憲彦議員。

○10番（川島憲彦議員） 議案第42号「教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

発議者 安芸市議会議員 川島 憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書（案）

今、教員の長時間労働が社会問題になっている。平成30年の文部科学省の実態調査によれば、一ヶ月の時間外勤務が80時間を超える教員は小学校で5人に1人、中学校では2人に1人となっている。時間外勤務の主な業務は、「担任業務」が最も多く、次に「分掌業務」「教科業務」であ

令和2年第1回定例会（3月19日）

り、年齢層では30歳以下の教員の勤務時間が長くなっているなどの調査結果が出ている。

本市においても「夜遅くまで学校に電気がついている」「家に持ち帰って仕事をしている」などの話をよく聞く。学校では近年、精神疾患による休職者や過労死も発生しており、見過ごすことのできない状況である。今、働き方改革として、業務の見直しなどに着手してはいるが、それと共に、教職員の定数増をはかる事が最も必要ではないかと考えられる。

過労死ラインを超える労働時間を是正し、子供と触れ合える時間を確保すること、また教職員自身の健康や家庭生活も保持できていく状態を作り出すことが、教育環境の整備につながっていくと考える。

よって、政府においては、教員の多忙化の解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

提出先

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

続いて、議案第43号「会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

発議者 安芸市議会議員 川島 憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

案文を読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書（案）

令和2年度より地方自治体の雇用の適正化を図る会計年度任用職員制度が運用される。国はそのための財源措置として1,690億円を普通交付税の基準財政需要額として計上するとしている。

市町村の制度移行にかかる経費は相当な負担となる。

経費の増加は期末手当支給分に限られたものではなく、保険料や退職金の事業所負担分を加味しなければ対応できない。

よって政府におかれては、制度の施行に伴い必要となる経費は特定財源として、適切に確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

以上でございます。よろしく御審議の上、お願いします。

○尾原進一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　「桜を見る会」徹底解明を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

発議者　安芸市議会議員　千光士　伊勢男

賛成者　安芸市議会議員　川　島　憲　彦

案文を読み上げまして、提案理由とさせていただきます。

「桜を見る会」徹底解明を求める意見書（案）

「桜を見る会」の疑惑はまともな解明が今もなおなされていない。

第一に、招待客の問題である。功労、功績の有無にかかわらず安倍晋三後援会員が多数招待されていた。2015年には特定商取引法違反で家宅捜査を受けた反社会勢力ジャパンライフの会長（当時）も招待されており、この会社は首相からの招待状をマルチ商法の宣伝に悪用していた。安倍首相が会長と面識があったことも明らかになったが、「招待者の取りまとめ等には関与していない」（11月8日）と述べたことが虚偽ではないかとの疑念が広がっている。

第二に、「桜を見る会」と一体となっていた安倍後援会の「前夜祭」会費の問題である。一流ホテルでの会費5,000円のパーティーは安すぎるのではないか、この「前夜祭」は後援会行事とされており、不足分を補充していれば公職選挙法に違反する。会費は参加者が個別に直接ホテルに支払ったというが領収書は一枚も見つかっておらず、ホテル発行の明細書の有無も、開催経費の収支詳細も不明のままである。さらに収支は政治資金収支報告書に記載されておらず、政治資金規正法違反の疑いもある。

第三は、政府の公文書管理の問題である。「桜を見る会」は政府の公的行事であり政府としての説明責任があるが、国民の疑問に答えようとせず、はぐらかし、関係文書を隠ぺいしている。各省庁の招待者名簿は保管されているが、内閣府だけは保存期間1年未満として名簿をシュレッダーにかけて廃棄した。その時期は野党議員が資料提出を求めた直後である。故意ではないとい

令和2年第1回定例会（3月19日）

う一方でシュレッダーが込み合っていたからそうだったという証拠も示していない。バックアップデータの復元も拒否しており、証拠隠滅の疑いがある。

疑惑まみれの「桜を見る会」に私たちの多額の血税が使われている。招待客は2013年以降、安倍首相の下で年々増加し、2019年には1万8,200人に膨れ上がった。年間1,760万円の予算に対し支出も年々増加、2018年にはついに5,200万円余と、予算の3倍の支出となっている。一方で、国民には消費税10%増税を押しつけながら、その税金を私物化し無駄に使う。決して許されることではない。

世論調査でも国民の8割以上が「説明責任が果されていない」との声を上げている。今、求められているのは、疑惑の徹底解明を行い、日本の民主主義を守ることである。それは政治への信頼を取り戻す第一歩である。政府においては自らきちんと説明責任を果たすこと、国会においては疑惑の徹底解明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長

以上であります。

続いて、議案第45号「実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

発議者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

賛成者 安芸市議会議員 川島 憲彦

案文を読み上げまして、提案理由といたします。

実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書(案)

政府は、これまで道路運送車両法により作業機付きトラクターの公道走行を認めてこなかった。それが、昨年の4月に規制改革推進会議の「農作業効率化を進める」との答申をうけて、方向指示器を見やすくするなどの条件付きで走行を認める改革を行った。

日本の農業は、耕作面積も小さく、分散しているために農地の移動には公道を利用することが多く、今回の方向には家族農業を支える積極的な面もある。しかし、作業機がトラクター幅より

令和2年第1回定例会（3月19日）

広く、車幅が1.7メートルを超えると「大型特殊自動車」に区分され、大型特殊免許が必要とされることに疑問と困惑が広がっている。

特殊自動車は、作業機を取り付けた車両で走行や運搬よりも、その作業機を使うことが目的である。

それが、道路運送車両法の「一口」の分類でありながら、道路交通法では農耕トラクターは農耕用特殊自動車とひとくくりで、車体の大きさの除外規定もないなど大きな矛盾が生じている。

よって政府におかれては、小規模の農業がベースである日本農業の実情と機種の特長性からも公道を走ることが目的ではないことを考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

提出先

内閣総理大臣

法務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

以上であります。

続きまして、議案第46号「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

発議者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

賛成者 安芸市議会議員 川島 憲彦

案文を読み上げまして、提案理由といたします。

地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書（案）

厚生労働省は昨年9月26日、市町村の公立病院と日本赤十字社や済生会などの公的病院の約3割にあたる全国424病院名を公表し、その廃止や一部診療科を他の病院に移すなどの再編・統合を進めると発表した。

今年1月17日には、リストを修正し、7病院を除外、約20病院を追加し、約440病院になっ

た。

高知県では、J A高知病院、佐川町立高北国保病院、(地)高知西病院、いの町立国保仁淀病院、土佐市立土佐市民病院が対象施設として名指しした。

厚生労働省は2017年の診療実績をもとに、公立・公的病院の中で重症者向け高度急性期、一般的な手術をする急性期に対応できる1,455病院を調査して、特に「診療実績が少ない」「診療実績が類似かつ近接で20分以内の距離に競合する病院がある」などの基準を設けて再編・統合が必要であると判断した。

しかし、この一律の基準では、あまりに地方の置かれた医療事情を無視したものと言わざるを得ない。高知県の深刻な医師不足の実態、公共交通機関の不足、高齢化の進展などを加味すれば、受療状況や診療実績は大きく変化する可能性がある。高知県東部においては、急性期の病床は少なく、特に産婦人科・小児科の診療入院施設がなく、近隣のJ A高知病院に大きく依拠してる状況である。

全国知事会では、「地域の医療機関がなくなれば、命や健康は誰が守るのか」「本来ならリストを返上してもらいたい」と厚生労働省に強く説明責任を求めている。

このように公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地方における医療の実態をさまざまな角度から慎重に検討する必要がある。さらに命に直結することから、地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提である。

よって、政府におかれては、地方における公立・公的病院を取り巻く深刻な医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

以上であります。よろしく御決定をお願いいたします。

○尾原進一議長　これより、これら5件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら5件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よってこれら5件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　9番　米田佐代子議員。

○9番（米田佐代子議員）　討論でもないですけれども、議案第46号の「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書」の中の、上から、上の第5からやったら1、2、3、4、5、6、7、8、9行目ですけれども、「名指しした」というところを、ちょっときつい用語ですので「発表された」という文言にしていだけたら、賛成かなというところでございますのでよろしくお願いいたします。

○尾原進一議長　14番、よろしいですか。

（発言する者あり）

○尾原進一議長　反対討論は。賛成討論、討論は。ちょっと質疑に似たような。

（発言する者あり）

○尾原進一議長　もう質疑は終わっておりますので。

（発言する者あり）

○尾原進一議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　14番　千光士伊勢男議員。

○14番（千光士伊勢男議員）　先ほどの議員の質疑といえますか、提案といえますか。

○尾原進一議長　討論で。

○14番（千光士伊勢男議員）　討論といえますか、そのことに対してお答えしたいと思います。

○尾原進一議長　千光士さん、ちょっと元へ。暫時休憩します。

休憩　午前10時56分

再開　午前10時57分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

10番　川島憲彦議員。

○10番（川島憲彦議員）　先ほどの米田議員からの「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書（案）」につきまして、文章中に「名指し」という各病院を挙げての文章の最後に「名指しした」というようなことで、「発表した」というように求めることを討論の中でなされましたので、そのように同意を、その意見に同意をするということで討論に返させていただきます。

○尾原進一議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　ほかに討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第42号「教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数であります。よって、本件は可決されました。

これより、議案第43号「会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号「桜を見る会」徹底解明を求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号「実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第46号「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、特別委員会の継続調査の件を議題といたします。目下、阿佐線・国道整備促進特別委員会、議会広報特別委員会、新庁舎建設調査特別委員会の3特別委員会から、調査中の本件については、適切な結論を得るに至らず、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。本件は、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第6、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査の件を議題といたします。総務文教、